

議事日程(第5号)

令和6年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第10号 国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について
- 日程第2 議案第11号 高鍋町課設置条例の一部改正について
- 日程第3 議案第12号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第18号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第19号 高鍋町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第21号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第22号 高鍋町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第23号 高鍋町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第9 議案第24号 令和6年度高鍋町一般会計予算
- 日程第10 議案第13号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第14号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第15号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第16号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第17号 高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第20号 高鍋町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第16 議案第25号 令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第26号 令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第27号 令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算

- 日程第19 議案第28号 令和6年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第29号 令和6年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第21 議案第30号 令和6年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第22 議案第31号 令和6年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第23 議案第32号 令和6年度高鍋町下水道事業会計予算
- 日程第24 議案第33号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第25 議案第34号 令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議員派遣の件
- 日程第27 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第28 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第29 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第10号 国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について
- 日程第2 議案第11号 高鍋町課設置条例の一部改正について
- 日程第3 議案第12号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第18号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第19号 高鍋町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第21号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第22号 高鍋町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第23号 高鍋町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第9 議案第24号 令和6年度高鍋町一般会計予算
- 日程第10 議案第13号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第14号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第15号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第16号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関

- する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第17号 高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第20号 高鍋町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第16 議案第25号 令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第26号 令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第27号 令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第19 議案第28号 令和6年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第29号 令和6年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第21 議案第30号 令和6年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第22 議案第31号 令和6年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第23 議案第32号 令和6年度高鍋町下水道事業会計予算
- 日程第24 議案第33号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第25 議案第34号 令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議員派遣の件
- 日程第27 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第28 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第29 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（14名）

1番 日高 正則君	2番 森崎 英明君
3番 橋 重文君	5番 春成 勇君
6番 兒玉 秀人君	7番 中村 末子君
8番 田中 義基君	10番 森 弘道君
11番 加藤 秀文君	12番 檜原 富子君
13番 松岡 信博君	14番 緒方 直樹君
15番 古川 誠君	16番 永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 井戸川 隆君
議事調査係長 宮本 敦子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	小山 圭一君
教育長	……………	島埜内 遵君			
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				野中 康弘君
財政経営課長	……………	飯干 雄司君	建設管理課長	……………	吉田 聖彦君
農業政策課長	……………	濱本 明俊君	農業委員会事務局長	…	杉 英樹君
地域政策課長	……………	山下 美穂君			
会計管理者兼会計課長	……………				鳥取 和弘君
町民生活課長	……………	日高 茂利君	健康保険課長	……………	濱本 生代君
福祉課長補佐	……………	永友 優一君	税務課長	……………	宮越 信義君
上下水道課長	……………	渡部 忠士君	教育総務課長	……………	横山 英二君
社会教育課長	……………	岩佐 康司君			

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○議会運営委員会委員長（日高 正則君） 1番、日高正則。おはようございます。令和6年第1回高鍋町議会定例会におきまして、追加議案が提案されましたので、3月18日午後5時30分より、第3会議室におきまして議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より議事日程説明のため、議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回の追加提案されます案件は、議案第33号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）、及び議案第34号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）の合計2件であります。

執行部から説明を受け質疑を求めましたところ、委員から詳細な説明をしてもらうよう求められました。その後、議会事務局より議事日程についての説明を受け、本2議案を日程に追加することで委員全員の意見の一致を見ました。

また、文教産業建設常任委員会の委員長報告につきましては、副委員長が行うことを承認いたしましたので御報告いたします。

○議長（永友 良和） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、お手元にお配りしました議事日程により議事を進めます。

日程第1. 議案第10号

日程第2. 議案第11号

日程第3. 議案第12号

日程第4. 議案第18号

日程第5. 議案第19号

日程第6. 議案第21号

日程第7. 議案第22号

日程第8. 議案第23号

日程第9. 議案第24号

○議長（永友 良和） 日程第1、議案第10号国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止についてから、日程第9、議案第24号令和6年度高鍋町一般会計予算についてまで、以上9件を議題といたします。

本9件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、田中義基議員。

○総務厚生常任委員会委員長（田中 義基君） 8番。おはようございます。総務厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和6年第1回定例会におきまして、総務厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第11号高鍋町課設置条例の一部改正について、議案第12号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第18号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第21号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第22号高鍋町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について、議案第23号高鍋町犯罪被害者等支援条例の制定について、議案第24号令和6年度高鍋町一般会計予算中関係部分についての7件でございます。

審査日程は3月8日から14日までの休会日を挟んだ計5日間、委員7名出席、説明のための担当課職員、要点筆記の事務局職員出席の下、第3会議室にて審査を行いました。

また、議案第24号令和6年度高鍋町一般会計予算関係部分について、大規模改修に関する支障移転工事費も含めた経費が計上されている高鍋駅舎の現地調査をしました。執行部から、議案、予算書、説明資料を基にタブレットを活用した詳細の説明を受けた後、委員から多くの質疑をさせていただきました。

それでは、審査の経過及び結果の報告を議案順に行わせていただきますが、審査いたしました議案本数が多く、説明も質疑・答弁の内容ともに多岐にわたりますので、ここはその特筆すべき要件に絞って報告をさせていただきますが、それでも相当長くなりますので、御容赦願いたいと思います。

では、議案第11号高鍋町課設置条例の一部改正について、総務課から本町の防災・消防・防犯等の機能を強化し、町民の皆様の安心・安全のさらなる確保を図る観点から、令和6年4月1日から新たな課を設置するため条例の一部を改正するものとの説明。名称は危機管理課とし、現行の総務課のセクションの1つではなく、単独の課として災害防災を

担当する係、現行の危機管理係、担当と消防・水防・防犯、交通安全に関する係、現行の生活安全係を設置することとなる。なお、当該議案の可決後に、高鍋町事務分掌規則を改正することになるとの説明でした。

質疑に入り、何人体制での課のスタートとなるのか、また防災の専門知識を持つ人材が必要となるのではとの質疑に、課の職員配置については、異動内示前なので具体的数字は明確ではないが、新たな課であるので、少なくとも課長は配置されることになり、増員となる。また現在でも危機管理専門員を置いており、防災マネージャーの資格を持っておられるので、専門家と言えとの回答でした。

緊急時の召集はどのような体制でとの質疑に、通常は危機管理課長から総務課長に連絡をし、総務課から各課へ下ろすという体制で行こうと考えているが、個別の事案に対しては、適宜所管課と危機管理課との連携を取った対応を考えているとのことでした。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第11号高鍋町課設置条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第12号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、同じく総務課から説明がありました。

会計年度任用職員の給与水準の決定について、令和5年人事院勧告に基づく常勤職員の給与改定に準じて、給料月額を改定するため当該条例を改正するもの。過去5年の平均と比べると、約10倍のベースアップとの説明でした。

質疑に入り、ベースアップによる予算額の増はとの質疑に、現会計年度任用職員数で今回の条例改正の影響を計算すると、報酬額だけで年間総額2,000万円の予算増額となる、プラス勤勉手当の支給も決まったので、その分も増となるとのことでした。また、年収の壁問題があることについて、会計年度任用職員応募者は認識しているかについて、面接時に報酬額についてしっかり周知をしておりますし、週20時間以上の勤務者は、皆さん共済加入が必要となることもお伝えしておりますとの回答でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第12号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第18号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉課から説明を受けました。

これは、内閣府の運営基準の一部改正に伴って、この条例の関連条文項目の繰上げ、また読み替え規定の整理など、所要の改正を行うものとの説明がありました。

質疑はありませんでした。討論を求めましたが、討論はなく、議案第18号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第21号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務課から説明がありました。

地方自治法の一部を改正する法律において、新たな条文、指定公金事務取扱者制度の新設が追加されたことにより発生した上ずれを解消するために、この条文を引用した町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例など、4本の条例について所要の改正を行うものとの説明でした。

質疑に入り、今回の自治法条文の新設は町に何らかの影響を与えるのかの質疑について、公金事務取扱に関し、金融機関の統廃合やデジタルガバメントの推進により公金を取り巻く環境が変化してきたので、多様な決裁手段を確保していくという観点からの自治法に条文が追加されたもので、直接この改正が町に影響を与えるものではないとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第21号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第22号高鍋町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について、総務課から説明がありました。

国の手続等における情報通信技術の活用推進について規定する法律には、地方公共団体に対しても同様の施策を講じる努力義務が定められているので、本町においても書面などにより行うこととされている行政手続について、情報通信技術を利用する方法により手続等を進めていくことで、町民などの利便性の向上や行政運営の効率課等を図るために、必要な事項を定めるものとの説明でした。

質疑に入り、押印、印鑑による申請についても変更が出てくるのかの質疑に、各種申請の中で、印鑑が必要な手続の申請のうちのオンライン申請が可能な手続に関しては、マイナンバーカードの電子署名を活用して申請が可能となる仕組みもあるとのことでした。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第22号高鍋町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第23号高鍋町犯罪被害者等支援条例の制定について、総務課から説明がありました。

この条例を制定することにより、身近な行政機関として犯罪被害者等に支援の手を差し伸べ、寄り添う町の姿勢を示し、支援金の支給など常に一定の水準の施策と支援につながることになる。なお、宮崎県警や被害者支援団体から、どこに住んでいても同じ支援が受けられる体制を整えるよう求められていること、町の基本理念を定める条例であるため、念のためパブリックコメントを実施したが、特に意見を頂いていないとのことでした。

質疑に入り、総合相談窓口の設置ということについて、新設の危機管理課が窓口になるかと思われますとの答弁。また犯罪等との定義があるが、例えば重大な過失による交通事故などは対象になるのかについて、具体的な行為について該当するかどうかは、この支援事案の相談を頂いた方の同意を頂ければ、警察署、公安委員会を紹介し、その上での判断となる。連携を取って対応させてもらいますとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第23号高鍋町犯罪被害者等支援条例の制定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

失礼します。議案第24号令和6年度高鍋町一般会計予算中関係部分について。

まず財政経営課。一般会計予算主要事業の資料を基に、6年度町予算の全体的な概要の報告の後、歳入歳出の説明がありました。

歳入では、町税について町民税が減少したものの、固定資産税が伸びたことなどにより、前年度と比較して4.1%の増を見込んでいること、寄附金についてふるさと納税による寄附を15億円計上していること、繰入金及び町債について、それぞれの事業ごとに総合的に判断し、ふるさとづくり基金等基金からの繰入れ及び地方債の活用を選択し、計上したなどの説明がありました。

歳出についても、高鍋駅舎大規模改修事業、住民票等のコンビニ交付の導入、30年ぶりの高水準となる賃上げによる人件費の増などにより、総務費が増となっていること。第2子以降の保育料無償化、子ども医療費の増などで民生費が増となっていることなどの説明をもらいました。財政経営課個別の特徴的な事業としては、普通乗用車1台、軽貨物バンタイプ1台、軽トラック1台の購入費が予算計上されていることなどの説明がありました。

質疑に入り、ふるさと納税寄附金15億円の計上は実績との乖離があるがとの質疑に、担当部署の新たな商品の開発や委託業者の開拓などの努力が見え、可能性はあると判断し、要求どおりの歳入としたとの答弁でした。

次に、総務課選挙管理委員会事務局です。

歳入のデジタル基盤改革支援補助金、これは地方公共団体の基幹業務システムの統一、標準化の推進に関する経費に対する補助金で、補助率10分の10、電算化推進等委託料、システム標準化業務委託料に充当するとのこと。また新田原飛行場周辺消防施設設置事業補助金は、補助基準額の3分の2の補助率で、消防団本部の水槽付ポンプ自動車の更新を図るものとのこと。

歳出では、委託料の例規集内容精査委託の増で、国は地方公共団体にもアナログ規制の点検・見直しを行うよう求めている。本町例規のアナログ規制の洗い出し調査を行い、例規への影響、検討のための資料を作成することなどの業務の委託をしたいとのこと。使用料及び賃借料では、インターネット及びL2WAN環境から録音した音声データをアップロードすることで文字化でき、会議録等作成事務の省力化を図るため、新たな議事録クラウド文字起こしサービス使用料を計上しているとのこと。選挙管理委員会費では、令和7年2月26日に任期満了を迎える町長選挙について、立候補者を3名と見込み、所要の経費を計上しているとの説明がありました。

質疑に入り、防災用ドローンの協定を結んでいたと思うが、その活用はとの質疑に、これまで町所有のドローン1台を活用してきたが、協定を結んでいる組織に対し要請するほどの事態には至らなかったという状況とのこと。また、基幹業務を全国的に統一ス

テム標準化とのことだが、どういう内容の標準化なのかとの質疑に、町にはいろんな業務のシステムがあるが、これまで使い勝手の良いように独自にシステムをカスタマイズして運用してきている。

国の大きな法改正などにより、制度が大きく変更になるような場合、その対応のシステム改修費が膨大になるし、複雑にもなる。この際システムを統一したものにしておけば、調達費も安く済むことになる。現在、稼働しているシステムと並行して標準化作業を進めることになり、当町では業務に支障は発生しないし、その移行スケジュールに遅れが生じることにはならないとの報告でした。災害用備蓄品は安全な高い場所での保管かとの質疑に、洪水・浸水に遭う危険度ができるだけ小さい場所に分散して保管をしているとのことです。

上下水道課です。

6年度も単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換・啓発活動を推進し、併せて河川の水質汚濁防止による水環境の改善に資する合併処理浄化槽設置整備費補助金を中心とした予算を計上しているとのこと。

質疑に入り、転換浄化槽の基数の推移はどの質疑に、近年大きな変動があることなく、予算が足りなくなるような事態は発生していないので、本年もこの総基数と予算で対応可能と考える。また令和6年度で一旦補助計画を終えるということだったがとの質疑に、5年ごとに見直ししているので、7年度からまた5年間の計画を立てることになるとの答弁でした。

町民生活課です。

歳出は前年度比増になっているが、新規導入予定のコンビニ交付サービスに係るシステム構築に要する各種費目の計上と、会計年度任用職員の勤勉手当と計上、また西都児湯環境整備事務組合負担金、高鍋木城衛生組合負担金の増などが主な要因とのこと。コンビニ交付サービスは、令和6年12月のサービス開始を予定していること、またUMKテレビ宮崎と連携して、SDGs推進取組事業費の協力謝金も計上されていること、そして西都児湯環境整備事務組合負担金のうちエコクリーンプラザみやざき分について、可燃ごみ量の増加に伴う処理負担金の増額と長寿命化工事にかかる負担金も増加していることから、負担金の総額としても前年度を比べて増となるなどの説明がありました。

歳入では、コンビニ交付システム導入費用に対する交付金である、補助率2分の1のデジタル田園都市国家構想交付金、戸籍情報システムへの振り仮名通知出力機能追加のための、システム改修に要する経費への全額補助の社会保障税番号制度システム整備費補助金などが計上されているとの説明がありました。

質疑に入り、コンビニ交付システムとはの質疑に、住民票の写し、ほか7種を町内のコンビニで発行できることとするもの。年末年始以外は、休日であっても早朝6時半から23時まで稼働することになる。ただ休日は戸籍関係の2種の発行はできないとのことでした。環境衛生費、報償費100万円の計上はどの質疑に、これまでUMKテレビ宮崎

が独自に取り組んでこられた食品ロスの啓発事業を、6年度からさらに強化し、広げるため、自治体との連携を視野に入れて進めていきたいとされ、当町も取り組んでいるフードドライブとかの食品ロスに関する事業と連携を取ることを進め、協力して当町のSDGs推進を図る業務として、事業としてUMKさんを支出先として計上したとしたとのことでした。

最終処分場の委託料、稚魚放流はいつまで継続するののかとの質疑に、施設がまだ閉鎖していないことを考慮すれば、流出水が出ている以上は一定の責任を取るという姿勢が必要だと考えている。その閉鎖に関しても、いつまでに閉鎖するという検討には至っておりませんとの答弁でした。

議会事務局監査員です。議員の報酬、一般職員の給与、議会だよりの作成費、監査員の旅費、報酬等の説明がありました。昨年度は、タブレット導入等の経費があったため、その導入を終えた本年度の予算総額は減となっているとのことでした。質疑に入り、議会だよりの印刷製本費減になっているがとの質疑に、昨年の実績からページ数が減っているようなので、減額させてもらったとの答弁でした。

会計課です。

歳出について、役務費手数料が前年度比増となっているが、内国為替制度運営費等の見直しで、令和6年10月1日からこれまで手数料が課せられていなかった公金振込についても、手数料が課せられることになったためとのこと。ただし、給与、賞与については対象外で、これまで同様に手数料はかからないとの説明がありました。質疑に入り、諸収入預金利子の定期利率はに対し0.004%、なお資金に余裕があるときの短期間の定期なので、見積合わせなどは行っていませんとの答弁でした。

次に福祉課から、社会福祉総務費の成年後見利用促進事業委託は、法人後見の受任件数増加に伴い、今後適切な後見業務を行っていくため、正職員1名の増員を予定し増額。移行準備事業委託は、重層的支援体制整備事業の実施に向け、令和7年度から本移行を目指し、移行準備事業を高鍋町社会福祉協議会に委託するもの。障害福祉費では扶助費が年々増加しており、特に障害介護給付費、障害児給付費が大幅な増額となっているとのこと。

児童福祉総務費で、なでしこ保育園の園舎建替えにかかる施設整備事業補助金、現在令和6年6月下旬着工に向け、協議調整を進めているとのこと。整備完了後は、保育園から幼保連携型認定こども園に移行する予定。また、児童手当費で、児童手当は令和6年度から制度の拡充、見直しが行われる予定。支給対象を高校生まで引き上げ、第3子以降は一律で支給額を3万円に引き上げ、所得制限をなくし、親の所得額に関係なく全ての子を対象に支給するというもの。今回の当初予算では、現行制度で予算計上しているもので、拡充は今後補正予算で増額計上とするとのことでした。

子ども・子育て事業費の放課後児童健全育成事業委託費は、西小放課後児童クラブを1支援単位増設する予定があるため、増額計上。子ども家庭支援センター委託費は、人件費等の運営費を増額。子どもの居場所支援事業委託費も、まちなかコラボの運営委託料で、

令和6年度から開設時間を18時まで延長するため、職員の増員を予定し、増額する。幼稚園認定こども園給付費は、令和6年度から実施する第2子以降の保育料無料化に伴い、認定こども園分の保育料減額分が扶助費の増額分に反映との説明がありました。

支援センター費として、わかば保育園における地域子育て支援センターを運営するための経費を計上しているが、月曜日から金曜までの週5日、9時30分から15時30分まで開設。利用者の現状は、2月末時点で登録者数45世帯、子ども60人、来所者数延べ787人、1日平均7.8人の実績だと報告がありました。

質疑に入り、子ども・子育て事業費で公定価格が改定になったことで、少しは運営上、楽になると見ているのかの質疑に、前年度と比較してプラス5.2%の改定だが、公定価格が上がったのは人件費のアップ分を考慮したもので、そのような見込みをしているものではないとのこと。

西小放課後児童クラブの支援単位の1増は、児童数が増えたということか。また支援員数は充足するのかなどの質疑に、毎年申込者が多く、その受皿の確保の意味もあるが、1教室定員40名としていても、夏休みともなると50名近くになるので、手狭になっている。その解消と、また子ども同士のスペースも確保すべきことから、1教室の増なので、マックス40名受け入れるというものでもなく、20名程度と考えている。20名以下だと支援員は1名で済む。ただ、その支援員の確保も難しい課題であるので、受入れの数と合わせて確保をしっかりと行って、運営を進めていく必要があるなど思っているとの回答でした。

各科目での社会福祉事業費の人員増を伴う幾つかの委託に関し、人材確保について受けてくれる社協は大変だと思うがの質疑に、受皿としてはここしかないのが現状。人材確保も困難な状況だが、他社協と競合しながらも、しっかりと協議しなら確保に臨んでいきたいとのこと。成年後見利用促進事業委託で、資格職であろう後見人の人材確保は可能なのかに対し、年齢的に上の方が、経験の豊富な方が見つかったようで採用できるのではないかと考えているとの答弁でした。

税務課です。

歳入の個人住民税均等割について、令和5年度で復興特別税500円の加算分が終了したこと、所得割でデフレ脱却のための一時的な処置として行われる、令和6年分の個人住民税1万円の減税があることが、減額の主な要因とのことでした。法人町民税は、全国的に企業業績の改善により税収の増加が見込まれているところだが、本町においては近年、調定額が減少傾向にあり、令和6年度も同様の傾向が続くものと考え、減としている。固定資産税だが、令和4年度で大型案件の誘致企業に係る課税免除の優遇処置が終了したことや、太陽光発電システムの新規課税などを要因に、増額したとのことでした。

質疑に入り、固定資産税で課税免除が終了したことで、今後もこの課税の状態が続くと見ていいのかなどの質疑について、明らかに5年度の調定額の伸びは課税免除処置が切れたことが大きい要因に挙げられる。3年度、4年度、5年度の調定額を見ると伸びてきてい

るので、6年度は単純にその伸びに応じた額を算定したものだが、しばらくはこの額が続くか、若干下がった調定額になると予測をしているとの答弁でした。

健康保険課です。

新規事業として、老人福祉費では介護人材確保の取組として、町内の事業所に対し介護福祉士初任者研修、及び主任介護支援専門員研修の受講に必要な経費を助成する高鍋町介護人材育成支援事業補助金を、健康増進事業費は、骨髄バンク事業のドナー及び事業所に対する補助を行う、骨髄等ドナー助成支援事業補助金を、育児等健康支援事業費では、コロナ禍で中断していた2歳児相談時の歯科検診を再開する乳幼児健康相談委託などを計上したなどの説明がありました。

質疑に入り、プールの使用料が減っているがについて、今年の利用者数は持ち直してそうだが、これまで頻繁に来場してこられた利用者の年齢層が上がってきていて、なかなか利用されなくなってきたと聞く。今後、新たなリピーターの獲得が課題と感じているとのこと。介護人材育成支援事業補助金は、事業者からの要望でもあったのかについて、介護保険事業計画を策定するに当たり事業所に訪問調査し、そのヒアリング時の内容から施行に設定できた事業との答弁でした。

地域政策課です。

歳出では、文書広報費の広報たかなべ作成業務委託として、ページ数の増に伴う増額、企画費で、移住コーディネーターとしての地域おこし協力隊員分の各費目の計上増、空き家バンク物件調査手数料の新規計上、これは空き家バンクへの物件登録依頼があると、職員が物件を調査するが、その調査結果は業者の視点から見ると不足がある。そこで、業者による事前調査を行い、事業の円滑な運営を図るためのものとのこと。

同じく、第7次高鍋町総合計画人口ビジョン及び総合戦略策定業務委託も新規だが、総合計画、総合戦略ともに令和6年度で終期を迎える。アンケート調査等、重複する業務も出てくるため、プロポーザルを実施し、策定業務の支援を同じ業者に委託するもの。また、これも新規事業のJR高鍋駅舎大規模改修事業費に関しては、令和6年度は駅舎本体の改修工事費を主に、主要となる各費目を計上したとの説明でした。

歳入のデジタル田園都市国家構想交付金は、高鍋駅舎改修工事に伴う国の補助金で、補助率は2分1の額を計上。なおこのことにつきましては、3月12日夕方に採択の内示を受けたとの報告がありました。

質疑に入り、デジ電交付金は、デジタル化を活用した活性化事業を対象にした交付金だと思っていたがとの質疑に、これまでに地方創生拠点整備交付金も含めて、幾つかの交付金がこのデジ電交付金に一本化された。その中の交付金対象を示すタイプの1つに施設を改修できる拠点整備タイプがあり、これを活用することで駅舎の改修も対象になるもの。デジタル化に特化したものでなく、駅舎施設の改修も対象になるものとのことでした。

島田ほ場は今後どう活用されるのかの質疑に、現状、今後の活用の考えとか具体的計画までには至っていない。ただ、町全体のランドデザイン的なもので、町長をはじめ、全

体で協議をしていくことになるという認識ではあるとのことでした。政策アドバイザーは町に対しどう関与することになるのかについて、それぞれ専門的識見を有する方2名に委嘱をしたい。まだ具体的ではないが、ウェブ会議であったり、職に対してのためにある講義であったり、年間を通して様々な形で支援を頂ければと考えているとのこと。

広報ページは何のページを増やすのかについて、町民の方の健康増進に関するページ、また記事の文字が小さいとの指摘があったので、その改善も考えているということでした。作成する総合戦略の内容はとの質疑に、基本的に都会から高鍋町に人とか仕事をいかに持って来るか、子育て環境をいかに良くするかという点を重点にした戦略で、加えて明確な数値目標を設定した行政デジタル化の推進も踏まえた戦略を作成するとの答弁です。

オンデマンド交通事業者の評価、要望はに対し、アンケートの結果だと、外に出る機会が増えた、免許返納のきっかけになったとか、停留所が多くて使いやすいとか、もっと増やせとか、休日も必要とか、予約が取れないとか、時間の変更とか、様々でしたとのことでした。企業版ふるさと納税の委託費は足りるのかとの質疑に、委託先は3件だが、この委託内容は完全成果報酬型で、計上予算額はふるさと納税額の最低金額10万円のその手数料率と、消費税の計2万2,000円の3件分の最低額を計上しているもの。寄附額が多くなれば、今後補正をお願いすることになるとの説明でした。

これで全ての質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第24号令和6年度高鍋町一般会計予算中の総務厚生常任委員会関係部分については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

.....

午前10時37分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

委員長。

○総務厚生常任委員会委員長（田中 義基君） 失礼しました。訂正させてください。

福祉課のところで、各科目での「社会福祉協議会」を「社会福祉事業への」というふう
に言ったそうでございます。訂正させてください。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第11号高鍋町課設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号高鍋町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号高鍋町犯罪被害者等支援条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号令和6年度高鍋町一般会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。副委員長、加藤秀文議員。

○文教産業建設常任委員会副委員長（加藤 秀文君） それでは、令和6年3月、文教産業建設常任委員会の審査報告を行います。

令和6年第1回定例会において文教産業建設常任委員会に付託された議案は、議案第10号国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について、議案第19号高鍋町空家等対策の推進に関する条例の一部の改正について、議案第24号令和6年度高鍋町一般会計予算中、関係部分についてです。

場所は第1会議室、審査日程は3月8日の特別委員会終了後から14日まで、休会日を除いて5日間です。議員は7名全員、執行部は課長以下担当職員全員、議会事務局職員1名参加の下に行いました。

報告するのは、説明内容全ての報告ではなく、要点のみを報告いたします。また、報告順序は、付託議案審査日程表のとおりに行います。

審査報告に当たって、委員からの質疑が多数あり、一部の質疑にとどめることを御容赦願います。また、今回の審査については、「V I V A C A G U C C I」とたかしんホール2階にあるITセンターの2か所です。

まず、議案第10号国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止については、本事業は、国営事業で造成された農業水利施設の多面的機能の発揮と環境への配慮、安全管理の強化に対応できる管理体制を整備するために、平成12年から西都市、木城町、高鍋町が新富町に委託を行っていたもので、令和5年をもって委託を終了したことから、今議会の議決を経て、関係市町と協議の上、規約を廃止するとの説明がありました。

説明が終了し、質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号高鍋町空家等対策の推進に関する条例の一部改正についての説明は、法律の条項ができ、条例にずれが生じたため変更するものであるとの説明がありました。

説明が終了し、質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号令和6年度高鍋町一般会計予算中、関係部分予算について、農業委員会から行います。

歳入は、嘱託登記手数料をはじめ、交付金補助金などです。歳出は、会長、副会長、農業委員、推進委員などの委員報酬、令和5年度にはなかったが、地域計画におけるアンケートを行うための通信費などの役務費、農業者年金加入促進に関する費用、会計年度職員報酬をはじめ、実務的な費用について説明がありました。

質疑を求めたところ、委員より、年金加入実態はどうかとの質疑に対して、高鍋町は、県内では加入者促進が進んでいるほうで、毎年農業会議に示す目標人数を上回っており、今年度は現時点で4名が加入しているとのことでした。そのほか、年金受給者は141名で、納めている人が47名、待機者が49名とのことでした。

次に、農地相談員への相談件数は何件かの質疑に、相談員は、基本に農地の状況を見て回り、利用状況調査につながる資料収集を行っている。現場において相談を受ければ、簡単なものはその場で対応し、内容によっては事務局につなぎ、協議の上、対応をしているとのことでした。

次に、高齢に伴い農作業が困難となり、耕作ができない方についてはどのような対応があるのかとの質疑に、農業委員会だけでなく農業政策課と連携し、今年度と来年度で町内を4つのブロックに分け、地域計画の協議の場、地域と農家の話し合いを行い、5年先、10年先のことを話し合ってもらおう。その中で、その土地、農地をどうするのかをしっかりと話し合ってもらいたいと考えているとのことでした。

次に、地域政策課です。

文教産業建設常任委員会では、RVパーク、商工会議所、ふるさと納税、観光協会関係などについてです。

歳入では、RVパーク等の利用料、オリンピック関係の自動販売機設置使用料、事業継承などに伴うもの、プレミアム商品券発行に関しての県補助、ふるさと納税に関しては15億円の歳入予算です。

歳出では、公用車に係る費用、企業立地に関する誘致活動や委員報酬、今年は、新たにフードビジネスアドバイザーを入れ、農泊事業への助言を新規事業として行うとのこと、また、地場産業を支援するための費用、商店街区域で行われるイベントなどへの補助、商業者へ向けての支援予算、ふるさと納税では、それに関連する費用を除いた金額は、基金へ積み立てるとのことでした。プレミアム商品券発行に関しては、県補助1,264万円を受け、3,850万円の商品券発行を行う予定であるとの説明でした。

説明が終了し、質疑に入り、委員より、ふるさと納税研修会はどこに行くのかとの質疑に、東京と福岡に1名を予定しているとのことでした。

次に、地域力創造アドバイザーの活用はどうするのかとの質疑に、農泊を進めるに当たって、高鍋町の食材を使った食事の提供などができるようにしたいとの答弁でした。また、委員から、農泊ができる施設があるのかとの質疑には、農家に宿泊するのではなく、ホテルに宿泊を予定しているとの答弁でした。

次に、ふるさと納税に関しての返礼品について、現状はどの質疑に、カメラについては認定、また、南薩食鳥の鶏肉を提供していただくことになっています。町外加工場であっても、高鍋の地場産品であるとの総務省の許可をいただいたものは提供できることになっているとのことでした。

次に、委員より、地域おこし協力隊の令和5年度の成果はあったのかとの質疑に、事務所委託型を昨年8月から行っているが、移住定住に関して一緒に東京まで同行し活動、また、インターネット上で高鍋町観光サイトを活用し、町のPRを行い、よい方向に進み出したとの答弁がありました。

次に、委員より、物産店の1年間の活動はどの質疑に、米沢市の秋祭りなどへ職員が出向いているとのことでした。

次に、ギョーザのクラウドファンディングで集めたお金を、餃子のまち推進協議会へ補助するのはどういうことかとの質疑に、昨年はクラウドファンディングで集めたお金を補助したが、餃子のまち推進協議会が補助金を活用し、小学校や子ども食堂へ食材を提供し、喜ばれたとの答弁でした。

次に、委員よりふるさと納税のワンストップなどの手数料は寄附額によって違うのかとの質疑に、そのとおりですとの答弁でした。

次に、委員より、観光協会への補助金は高いと思っているがとの質疑に、海水浴場管理をはじめ、桜まつりなどのイベント開催など、物価高騰により経費がかかっているとの答

弁でした。

次に、社会教育課です。

歳入では、社会教育課が所管する各施設の使用料及び自動販売機の敷地使用料、令和5年度では、高鍋神楽に対して高鍋神楽記録作成調査補助があったが、令和5年度で終了したことにより減。雑入において、令和6年度は嚶鳴フォーラムを開催するために250万円の補助を一般財団自治総合センターから頂けることになったので計上。広告収入は、施設命名権料、ネーミングライツが令和5年度からの契約で、たかしんホール中央公民館、井上スポーツセンター（総合体育センター）、MASUDAスタジアム（町営球場）となっておりますが、MASUDAスタジアムについては、3年分一括して支払いのため、今年度は220万円の予算計上との説明。

歳出では、新規事業をはじめ、主なものの説明がありました。

まず、たかしんホール中央公民館内に老人福祉センターがありますが、ホールのみ行っていた冷暖房機保守点検を、1階、2階の学習室のエアコンも行うための増。たかしんホール中央公民館は、建設から40年が経過し、施設全体の老朽化対策のため、中央公民館改修基本設計業務委託費を計上、なお、公民館講座は41講座、町指定避難所でもあるとのことでした。

社会教育総務費では、「八朔の誓い」周知カレンダー印刷費。文化財保護費は、史跡等の管理、保存に係る経費の計上、秋月墓地看板作成など通常経費を含めた費用。家老家敷費については、住宅の内壁老朽化に伴う予算とのこと。文化振興費は、嚶鳴フォーラムイン高鍋を開催するに当たり、その開催費用などを計上。図書館費では、司書補助を追加する人件費や、Wi-Fi設置のための費用などの増と説明。

美術館は、令和5年度で空調換気設備改修工事実施設計委託を行い、令和6年では、収蔵庫空調設備を更新するとの説明でした。また、特別展は、草間弥生展、フォーエバー現代美術館コレクション企画展は、宮崎市生まれの仲矢勝好と宮崎交通政策室の仕事を予定、計画しているとのことでした。

社会体育関係では、人件費増や国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会開催のための先進地視察や実行委員会設置費用などとの説明を受けました。

スポーツセンター費については、テニス場・球道場のLED照明工事、総合体育館の移動式バスケットボール改修のための費用計上、総合運動公園費ではLED照明の実施設計、国民スポーツ大会に伴う総合運動公園の野球場本部席実施設計費計上とのことでした。

説明が終了し、質疑を求めたところ、委員より、勤労者体育センターについては、予定通り令和7年で終了かとの質疑に、町長への住民要望を受けて延長される見込みであるとの答弁でした。また、LED化はできないが水銀灯が残っているため、対応できる期間は延長したいと考えているとの答弁でした。

次に、美術館の特別展で、草間弥生さんは高鍋に来られるのかとの質疑に来られないとの答弁でした。

次に、中央公民館の基本設計業務委託費計上についての防衛省補助は幾らかの質疑に補助上限が約2億4,000万円であるとの答弁でした。

次に、社会教育総務費にあるバス借上料については何かの質疑に、夏クラブでバスを借り上げる予定との答弁でした。

次に、ITセンター運営についてはどのような内容なのかとの質疑に、エイムネクストに委託しているが、小学生・中学生などへプログラミングを教えている。あわせて、高齢者への脳トレなどを行っているとのこと。また、高校生への対応も今月末から行うこととしているとの答弁でした。

次に、読み聞かせの団体があるが、図書購入に関して要望は聞いているのかとの質疑に、要望を聞きながら運営しているが、特に要望はなかったとの答弁でした。

次に、美術館は避難所にはできないのかとの質疑に、総務課の判断となるとの答弁でした。

次に、高鍋総合運動公園野球場整備、MASUDAスタジアムに関し、県補助は整備に見合うものなのかとの質疑に、県との協議をしてきたが、必要最低限しか補助対象にならないことから、社会資本整備総合交付金が使えないか検討していきたいとの答弁でした。

次に、歴史総合資料館にアドバイザーが入ったが、結果はどうかとの質疑に、アドバイスをまとめたものが今月末に届く予定であるとの答弁です。

次に、資料館には学芸員が配置されるのかとの質疑に、正規職員が配置されるかは分からないとの答弁です。

次に、下水道課です。

一般会計の上下水道課関係は、都市下水路管理に関してと、下水道会計の繰出金だけです。令和6年度は、8路線ある都市下水路のうち5つのしゅんせつを予定しているとの説明があり、質疑を求めたところ、委員からしゅんせつ工事を行う業者はあるのかとの質疑に、Cクラスの業者さんをお願いしているとの答弁でした。

次に、繰出金についてはこれから増加する見込みがあるのかとの質疑に、増えることはないと考えているとの答弁でした。

次に、建設管理課です。

歳入では、駅前にある駐車場使用料が9月分まで、公園内にある自動販売機、電柱、電話ボックスなどの占用料、町営住宅使用料、持田団地にある駐車場使用料、手数料などがあるとの説明でした。

そのほか、社会資本整備事業、空き家対策総合支援に関する補助、10か所ある水門操作委託に関する国補助委託金、建築物耐震改修9か所の水門操作など、県からの補助金や委託金、雑入で、高鍋・木城で構成する九州治水期成同盟会の木城町負担分があるとの説明がありました。

歳出では、自動車等駐車場管理費システム一式借上料は9月までとし、10月からは自動車も無料とするとの説明でした。

土木総務費は、九州治水大会などへの旅費や国道10号線整備促進期成同盟会への負担金など、土木総務費は法定外の樹木伐採手数料など、建築費は空き家対策に関して、耐震に関する支援などに関する費用。総務費は、国土調査を行うための会計年度任用職員をはじめ、測量の設計委託など国土調査に関連した費用の計上。道路維持費関係は、令和5年度と大きく変わらない予算を計上。道路しゅんせつ作業は昨年度より倍額を計上。町単独道路改良に関しては、住民要望に合わせて予算を増額し、対応したいとのことでした。

社会資本整備総合交付金事業に関しては、東光寺鬼ヶ久保線に関して、文化財調査も終わり、報告書300部を作成。そのほか、丘陵点検などの測量設計委託等、防衛施設周辺改修等事業、茂広毛平付高岡線に関しての費用が計上されています。

河川総務費は、宮越排水機場に係る経費、歳入でもあった九州治水期成同盟会へ高鍋町分を合わせて13万9,000円計上。その他県関係の水門操作を宮崎県建設業高鍋支部へ委託することの予算。公園管理費について、委託をしている箇所と地域へ管理をお願いしているところがあるが、それに係る費用との説明でした。

町営住宅に関して、エレベーター保守点検委託をはじめ、舞鶴団地改修に係る工事費などの計上、災害復旧費は各節千円予算との説明、単独災害復旧費に関しては、例年どおりの予算計上であるとの説明でした。

以上、説明は終了し、質疑を求めたところ、道路改良に関して700万円で足りるのかとの質疑に不足しないと考えているが、不足とあれば補正を組みますとのことでした。

次に、町営住宅に係る費用は使用料で経営的に成り立っているのかとの質疑に、管理費のみ考えれば採算は取れているが、工事箇所が増加すれば不足するとの答弁でした。

次に、東光寺鬼ヶ久保線に関して、文化財調査も終わり、報告書を300部作成することだが、費用が大きいのではないのかとの質疑に、文化財関係の報告書はきちんと作成しなければならないとのこと、社会教育課が対応しているが、補助が50%あるので予算の半額と考えていただきたいとの答弁でした。

次に、公園管理費があるが花守山は入らないのかとの質疑に、観光協会の管理であるとの答弁でした。

次に、さくら通りの改修については予算はないのかとの質疑に、予算はないとの答弁でした。

次に、委員より、コンパクトなまちづくり予算があるが、どのようなことかとの質疑に、情報提供のみであるとの答弁でした。

次に、委員より、町道維持に関して町民要望は議員がするのかとの質疑に、本来ならば、自治公民館長から場所と写真提供があればありがたいと考えている。しかし、要望箇所は誰からであろうと調査を行い、対応したいと考えているとの答弁でした。

次に、委員より、ブッシュチョッパーは購入するのかとの質疑に、予算を上げましたが駄目でした。また、川南が持っているので調査に行きましたが、維持管理費が高く、導入は難しいとのことでした。

次に、教育総務課です。

当初予算、歳入総額は3,067万円、歳出総額は5億5,530万円であり、歳入の主なものは、教育費国庫補助が昨年より7,891万円減となっている。理由は、東小学校の空調更新整備工事終了のため減額と、西中学校浄化槽改修工事終了に伴い、環境省からの補助金が減となり、大幅な減が生じたの説明でした。

次に、生徒の教育環境をよりよくするためのスクールサポートスタッフ配置事業の県補助、中学生短期留学のための財源として国際交流基金の繰入れなどとの説明がありました。

歳出では、教育総務事務局では、昨年度とほぼ同じ支出、4項の教育振興費では、学校教育サポート体制を充実化するための経費で、会計年度職員の勤勉手当支給や、小学校教科用図書採択による社会科の副読本印刷製本費、中学生の海外短期留学派遣事業の見直しなどで増額になっているとの説明でした。

各学校では高木があり、伐採や剪定などを行い、近隣に迷惑とならないようにすること、西小学校には栄養士がいないために配置する費用、給食室に行く渡り廊下の屋根の屋根改修、タブレットを使った授業を安定的、効果的に行うための費用、遠距離通学費補助は地域ごとに分けて支援、学力テストの手数料、老朽化が進んでいる体育館への渡り廊下改修。

西中学校では、保健室天井部分からの雨漏りを調査したところ、鉄筋までの腐食があり、根本的な対応をする予算。家庭学習が不足していると捉え、「キュービナA I ドリル」の使用を行う予算、部活動指導については4名から10名へ増やし、先生方の負担を減らすようにしているとのこと。

学校給食に関しては、県内では校内で給食をつくり、温かい食事を提供している学校は少なくなっているが、小学校は頑張っているとのこと。また、今年度から中学校は給食費が無償化となるようです。また、中学校の給食は給食センターで調理されていますが、研修室がないことを保健所から指摘されていたので、研修室を増築することにしたとのことでした。

説明が終了し、質疑を求めたところ、委員より、部活動の指導員が4名から10名とあるが、副業可能なのかの質疑に、副業も可能で、副業届を提出していただくことになっているとのことでした。

次に、委員より、学力向上先進地視察とあるが、どこを考えているのかとの質疑に、まだ考えていないとの答弁でした。

次に、パソコンの処分について、今回、中学校のパソコン教室の処分手数料の予算計上があるが、小学校はどうするのかとの質疑に、まだ設置したままであるとの答弁でした。

次に、委員より、タブレットについて、使えない台数があるのかとの質疑に、1,670台のうち70台が使えないとの答弁でした。

次に、委員より、高木についての伐採・剪定の費用があるがとの質疑に、高木については4校ともあり、近隣に迷惑をかけないようにするためとの答弁で、机などが傷んだ場合の対応はとの質疑に交換するとのことでした。

次に、委員より、ウズラの卵は給食に提供するののかとの質疑に、栄養士判断にしているが、基本的に食べ方を含め、指導をしっかりとしていく方針であるとの答弁でした。

次に、委員より、キャリア教育センターについては、地域政策課に任せたいのかとの質疑に、今のままでとの答弁がありました。

次に、委員より、学校環境の現状を考えての意見がありました。現状の学校の建物などを考えたとき、今回も老朽化に伴う改修工事、修繕料の予算計上が多くあるが、子どもたちが安心して学べる安全な学校施設の環境整備は、本来なら今までの最優先課題である。学校の長寿命化事業が進んでいないことは、高鍋町が言う文教の町であるとは言えないとの意見により、文教産業建設常任委員会全員の意見の一致を見ました。町長は、このことを町民へ周知徹底され、速やかに学校の長寿命化に取り組まれることを要望します。

次に、農業政策課です。

歳入では、森林環境税があるが、森林経営の意向調査や県が再造林100%を目指すことを宣言していることに伴い、増林などを行う予算、各種分担金、農産物加工施設使用料のコイン精米機については、昨年の実績を基にした金額、県補助として米生産調整に伴うもの、多面的機能支払交付金などがあるとのこと、松くい虫薬剤散布については、単価12万5,000円掛ける面積で算出、ふるさと水と土保全基金残高808万円については、補助事業とならない事業をしたいと考えているとのことでした。

農業費委託事業収入は、県営老瀬地区圃場整備事業の負担金を木城町から受け入れているもので、そのほか、農地中間管理事業に係る雑入。

歳出では、農業総務費、宮崎ブランド推進に関する費用。農業振興費では、宮崎特産野菜価格安定対策の事業費や、朝倉市の朝倉まつりに伴うもの、収入保険加入に対する補助、台風等の自然災害による園芸施設ビニール処分費補助、米作転換に伴う補助。畜産費では、薬剤散布などの補助を行っているとの説明。

防災ダムの管理は、減額しての予算計上、その他、町内に5か所ある農村公園の維持管理費、源泉管理費に関しては、施設の改修工事による増。

農産物加工所管理に関しては、昨年どおりの運営をするとのことでした。

農政企画課では、有機JAS認定に関する諸費用、新規農業者への支援を行い、移住・定住を促進したいとのことでした。

林業関係では、町有林関係諸費や再造林を推進するための費用で、従来の3.6%負担から10%負担へ引き上げ、松くい虫予防に関しては、労務単価が上がったことによる委託料が増。水産業振興費では、アユ・ウナギの稚魚放流の予算であるとの説明でした。

説明が終了し、質疑を求めたところ、委員より、森林環境税歳入とはとの質疑に、最終的に約710万8,000円を見込んでいるとのことでした。

次に、委員より、肉用牛の補助はないのかとの質疑に、現在はないとの答弁でした。

次に、委員より、農業高校との連携とはどのようなものかとの質疑に、県の単独事業で、カーフェリー内での販売や神戸での販売などで連携しているとの答弁でした。

次に、委員より、温泉経営に関して、メモリードとは話をしているのかとの質疑に、当初は宿泊施設をつくるなどの話もあったが、コロナ感染症により保留となっている。

次に、委員より、コイン精米機の利用が多いようだが、精米機は増やせないのかとの質疑に、増やせないとの答弁でした。

次に、委員より、新規就農者へは2つの補助金活用はできないのかとの質疑に、できないとの答弁でした。

次に、委員より、意見として、四季彩のむらは有機農業に適していると考えているがとの提案に、既に竹嶋の方がお米の生産を有機農業で行っているとのことでした。

以上で終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第24号令和6年度高鍋町一般会計予算中、関係部分については、賛成多数で可決するべきものと決しました。

○議長（永友 良和） 暫時休憩します。ここで、しばらく休憩を挟みたいと思います。

11時過ぎたので、20分より行います。1回休憩します。11時20分より再開します。

午前11時11分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

副委員長。

○文教産業建設常任委員会副委員長（加藤 秀文君） 只今の報告の中で間違いがありましたのを訂正いたします。

今回の調査についてを審査と言ってしまいました。調査について、ビバカグチとITセンターに行ったものを審査と言いましたので、訂正させていただきます。

それから、九州治水期成同盟会の予算額を13万9,000円と言いましたが、14万9,000円の間違いでした。

それから、JAS認定と申し上げましたが、認証の間違いでした。大変申し訳ありませんでした。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で、文教産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第10号国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号高鍋町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号令和6年度高鍋町一般会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する報告を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第10号国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第10号国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号高鍋町課設置条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第11号高鍋町課設置条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

町長の提案理由及び質疑、答弁から、最初という言葉が出てきたところに、少々びっくりいたしました。一番が一番でないことは、歴史が証明しているところです。

新しい課を設置してどうなるのでしょうか。課長以下職員へのプレッシャーが増加するばかりです。

東日本震災から13年、能登の地震は正月に発生、そこにいる自治体職員は、自らも被災しながら避難所運営をはじめ水の確保、食料の確保、支援への対応などなど、本当に疲弊しているのが実態のようです。

それでも、まだ回復していない水道、電気は民間ですので回復したようですが、いつも民間と比較される自治体職員は大変な心労です。この課ができることで、一部の職員への負担が集中しないようにされるのかもしれませんが、今の状態でも十分な対応ができると考えています。

今まで台風被害を経験してきました。一般質問でもありましたが、国道、県道が通れな

い状況に住民はどこに行ったらいいのか分からず、私へも多くの相談が参りました。

10号線が通れないとのことで、国道交通省宮崎事務所への連絡をしたら、既に近くまで来ているが対応ができればお願いしたいということで、道案内をしばらくしてまいりました。

県道では、水谷原付近で土砂崩れと倒木による通行ができない状態でしたし、県道でも通れない状況が何線かありました。しかし、住民はありがたい、自らがいろんな手法で倒木や竹を伐採して道路を守っていました。

これこそが共助であり、そのことをしっかりと自治公民館に啓発、行政事務連絡委員さんや館長を通して行うべきだと私は考えています。

確かに南海トラフへ向けて着実に準備することは重要ですが、1週間の食料や生活用品を準備できる予算は本当に確保できるのでしょうか。

能登での悔しいことは、まさかこんなことになるとはとか、今まで考えもしていなかったという言葉にあるように、想定外の出来事であったことは言うまでもありません。

高鍋でも能登の地震を受けて、耐震の調査依頼が、僅かですが増加したようです。そのせいか知りませんが、新築住宅のほうが中古住宅よりも売上げが増加していることも明らかではないでしょうか。

新しい課はそのようなことも含めて、全ての災害に備える準備を怠りなくしなければ意味がありません。

今では、課をまたいでの対応ができますが、耐震問題でもいつまでできるのかということもしていかなければならないし、水道管の耐震化についても、インフラ整備の到達度もきちんとしていかなければなりません。

そういうところまで考えて、新しい課の設置なのかに疑問がありますので反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第11号高鍋町課設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第12号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第18号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号高鍋町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第19号高鍋町空家等対策の推進に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第21号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号高鍋町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第22号高鍋町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

お年寄りへの啓発活動をしていただくこと、使い方についても丁寧に分かりやすい説明をお願いして賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第22号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第22号高鍋町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号高鍋町犯罪被害者等支援条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第23号高鍋町犯罪被害者等支援条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

質疑を行い、犯罪被害者へ寄り添えるような内容であると判断をいたしました。しかし、犯罪被害者の皆さんは、心に大きな傷を持ちながら生きておられると考えます。お金は少

ないけれど、お金だけではない、心の支えになれるような人材を育成していただきたいと
考え賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第23号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決で
す。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第23号高鍋町犯罪被害者
等支援条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和6年度高鍋町一般会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。

議案第24号令和6年度高鍋町一般会計予算については、反対の立場で意見を述べさせ
ていただきます。

まず、歳入の財産運用収入、財産貸付収入、土地建物貸付収入のうちの約11万円は、
商工会議所が町有地に商工会館を建設した借地料の年間金額です。本来なら、高鍋町の駐
車場は行政財産であり、貸し付けることができません。それを普通財産に用途変更して、
固定資産税相当額という安い価格で貸し付けることは、到底認められません。

続いて、総務費、財産管理費、借上料、商工会館借上料の892万8,000円は、教
育委員会が商工会館に入居する12か月分の費用です。家賃が毎月74万円という破格の
金額で、30年間、合計2億6,700万円も払う契約については、高鍋町が商工会館の
建設費用を負担していると同じようなものです。

このような予算では、町民にとって30年間の負担になります。教育委員会の家賃を半
額にするよう交渉すべきと考えます。

次に、総務費、財産管理費、委託料、商工会館警備委託39万6,000円は、商工会
館に入居する教育委員会の警備費1年分です。

商工会館は、商工会議所の所有です。安全性は商工会議所が保障すべきです。高鍋町に
とって不必要な支出と考えます。

続いて、商工費、高鍋町観光協会補助金870万円は、観光客の増加数も確認できず、
事業の費用対効果も証明できないと考えます。NPO法人に民間委託する必要性も見当た
りません。単なる補助金の消化団体となっているのではないのでしょうか。予算は反対とい
たします。

そして、教育費、教育振興費、委託料、キャリア教育支援センター設置運營業務委託
450万円は、商工会議所に委託しているにも関わらず、商工会館のテナント料や駐車料
金を払っております。商工会議所に委託せず地域政策課が担当すれば、余計な費用を払わ

ずに済みます。

また、2040年、2050年問題に備え、決算額の抑制、歳出削減が叫ばれている時代です。事業の費用対効果も考えず膨れ上がる予算は危険と考えます。

以上のことから、黒木町長にこれらの事業費の削減と縮減と是正を求め、議案第24号令和6年度高鍋町一般会計予算については反対といたします。

○議長（永友 良和） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第24号令和6年度高鍋町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

今回の予算では要望してきた給食費無償化を、中学生分だけではありますが実現したことは、大変うれしいことだと評価をしているところです。

また、それ以外にも農業支援や教育分野でも、ようやく長寿命化への兆しが見えてまいりました。

町長にお願いがあります。防衛省に行かれた際は、竹嶋潜水橋の問題だけでなく、小中学校の空調設備改善を行った後は、電気代負担をしていただけませんか、その負担をしていただくようお願いしていただけませんか。

また、長寿命化であっても、防衛省からの負担をお願いできないかをお願いするほうが先ではないかと私は考えます。

この予算には賛成すべき案件は多数あります。商工会館問題を含めて振り返ると、何だかうまく丸め込まれてしまった感じがあります。

私たち議員は、常に町民のための政策は何かを考えていく必要があります。特に町長も言われるとおり、農畜産業があつての商工業であるとの認識がありながら、どうしても商工業へ重きを置いた町政であると考えます。

町長は発想はいいのですが、それに見合う財政力や実効力には欠けていると言わざるを得ない状況だと私は考えております。職員が踏ん張っているからこそ、何とか乗り切れていると考えます。

ふるさと納税に関しても、15億円という達成しきれぬのかどうか分からない数字が提案されていますし、これを頼りにしている、いろんな事業が暗礁に乗り上げる可能性を秘めている予算としか言えない状況です。

住みたい町というより、住んでみたい町ということかもしれませんが、町なか至るところで放置された空家など、この予算を考えても不十分だと考えます。

全体的予算としての在り方を考えたとき、賛成できませんので反対といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第24号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第24号令和6年度一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第13号

日程第11. 議案第14号

日程第12. 議案第15号

日程第13. 議案第16号

日程第14. 議案第17号

日程第15. 議案第20号

日程第16. 議案第25号

日程第17. 議案第26号

日程第18. 議案第27号

日程第19. 議案第28号

日程第20. 議案第29号

日程第21. 議案第30号

日程第22. 議案第31号

日程第23. 議案第32号

○議長（永友 良和） 日程第10、議案第13号高鍋町介護保険条例の一部改正についてから日程第23、議案第32号令和6年度高鍋町下水道事業会計予算についてまで、以上14件を議題といたします。

本14件は、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（古川 誠君） 15番。

令和6年第1回定例会におきまして、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案は、議案第13号高鍋町介護保険条例の一部改正について外条例改正が6件、議案第25号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計予算外特別会計予算が6件、議案第31号令和6年度高鍋町水道事業会計予算、議案第32号令和6年度高鍋町下水道事業会計予算の14件です。

審査は3月6日から8日の3日間、第一会議室において、議長を除く13名の委員出席、担当課長はじめ職員、要点筆記事務局2名、オブザーバーとして議長参加の下行いました。

なお、説明資料を基に詳細説明を受け、委員より質疑が数多くありましたが、その一部を報告することを御了承ください。

それでは、審査の経過及び結果の報告について議案順に行います。

まず、議案第13号高鍋町介護保険条例の一部改正についてです。

今回の改正は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再配分機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図る必要があるという背景の下、行われたものです。

今回の改正で変更となる部分は、標準段階を9段階から13段階に改正、第1段階から第3段階の方は保険率が軽減され、新たに設けられる第10段階以上の方の保険料率は、第5段階の基準額の1.9から2.4倍となります。

また、保険料の改定で、率にして約4%の増額となりますが、低所得者に係る公費による減額負担の基準の改正も行われ、第3段階の方までは軽減が図られます。

説明を終了し、質疑に入り、委員から今回の保険料が上がることをどう周知していくのかとの質疑に、全世帯へのパンフレットの配布、保険料通知書の郵送の際にリーフレットを入れるなどして対応したいとの答弁でした。

質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第13号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号高鍋町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第15号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第16号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第17号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、いずれも上位法に基づくもので関連性があるということで、一括しての説明、質疑を行いました。

4つの条例は、いずれも指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が交付されたことに伴い所要の改正を行うものです。

それぞれのサービスや支援の改正内容の詳細な説明、対象事業所数などの説明を受け質疑に入り、委員から対象となる事業数は分かったが、法令どおりに運営がなされているかの判断はどこが行うかの質疑に、条例に指定権限、指導等を市町村が行うと規定しており、職員が定期的に施設を訪問し、対応の確認、助言等を行っているとの答弁でした。

次に、委員から管理者が兼務できる範囲が同一敷地内でなくても差し支えないとあるが、何事業所まで兼務できるのかとの質疑に、数的制限はないが、提供する介護サービスの質を担保できることが大前提にあるとの答弁で、ケアマネジャー1人当たりの取扱い件数が、これまでの35人から44人まで担当できることになったが、ケアマネジャーの負担が増えることはどう考えているのかとの質疑には、今後ますます利用が増える中、サービスが受けられない人が出てくることがないようにするための今回の改正だと思っているとのことでした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第14号、15号、16号、17号については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号高鍋町水道事業給水条例の一部改正についてです。

現在、水道行政全般を所管する省庁は厚生労働省となっていますが、近年の人口減少社会の到来に伴う水道事業者の経営環境の悪化、水道施設の老朽化や耐震化への対応、災害発生時の断水への迅速な対応等に取り組むため、社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力、知見を有する国土交通省に移管し、水道整備、管理行政の機能強化を図ることとなり、それに伴い本条例中、水道法の規定を引用し、厚生労働省の要望を用いている例規について、当該箇所を国土交通省と改めると説明を受け質疑に入り、委員から、説明資料に水道基準の策定については環境省に移管するとあるが、水質や衛生面については環境省が受け持つことになるのかとの質疑に、水質については環境省に移管することになるが、毎月の水質検査や手続に関する部分は、今までどおり県の衛生管理課とのやり取りになるとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第20号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてです。

予算総額は、前年度比10.7%の減、予算編成について医療給付費関係は県が示した数値に基づいております。

まず、歳入についてです。

国民健康保険税は前年度比0.2%増、保険給付費等交付金、普通交付金は前年度比14.6%減、特別交付金については、前年度より3.4%減で、内訳として保険者努力支援分、特別調整交付金分、県の特別交付金の県繰入金分、特定健康診査等負担金分、それぞれの説明を受けました。

また、一般会計繰入金は前年度比1.1%増で、内容は国保の安定運営を支援するための財政安定化分や財政基盤の強化を図るための保険基盤安定分等です。

次に、歳出ですが、保険給付費は県が示した療養諸費、高額医療費等を基に算出し計上、保険事業費については国の特定健康診査受診率の目標を60%と掲げておりますので、それに合わせた予算編成をしており、保険者がデータを活用し分析することで、より効果的、効率的に保険事業を行うために策定するデータヘルス計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間で計画期間です。

疾病予防費は、各種健診等に係る予算で高血圧の重症化予防に着目した検査を追加したことによる、昨年度より増加しております。

特定健康診査は、受診率向上の取組として、令和5年度は県の事業より受診勧奨通知を実施していましたが、令和6年度以降は県の実施が未定ですので、県での実施がない場合は、町で対象者を抽出し、受診勧奨の通知を実施するとの説明を受けました。

質疑に入り、委員から特定健診の受診率の目標は60%だが高鍋町の受診率はとの質疑

に、2月現在で42.9%、現在策定中の令和6年度からのデータヘルス計画では、現在の国の方針でもある実行可能な目標を検討しているとの答弁で、今年度の取組については、集団健診の日数を1日増やし、うち2日間は持田地区高齢者福祉センターで行い、夕方健診、乳がん、子宮がん検診も同日で受診できるよう、レディース検診日も設けたいとのことでした。

質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第25号については賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてです。

予算総額は前年度比11.9%の増、予算編成に必要な数値は、全て広域連合の指示どおりです。

増額の理由は、被保険者数が増加となったことと料率改定によるものです。

まず歳入からですが、保険料は滞納繰越分も含め、前年度比14.2%増、一般会計繰入金は前年度比10.6%増で、それぞれの区分の説明を受けました。

また、受託事業収入は前年度比5.4%の増ですが、後期高齢者健診に要する費用を広域連合が負担するものです。

次に歳出ですが、まず、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金、療養給付費負担金は、広域連合が提示したものです。

保険事業費は後期高齢者健診に要する費用で、日程につきましては特定健診と同様ですが、健診項目について、糖尿病の重症化予防に着目した検査を追加したことによる、昨年度比増となっております。

質疑に入り、委員から、健康診査委託費は集団健診、個別健診も含めた予算なのかとの質疑に、どちらも含んだ予算であるとの答弁でした。

次に、委員から、集団健診の夕方健診の時間はとの質疑に、16時から19時であるとの答弁で、現在の後期高齢者数の数は令和4年度11月で3,383人、令和5年度、同月で3,512人で、あと数年は伸びる予想であるとのことでした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第26号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてです。

予算総額は、前年度比0.3%減、要介護度判定のための審査会を高鍋町、新富町、木城町の3町合同で設置しているもので、例年100回程度開催し、3町で年平均1,500から1,600件程度、うち高鍋町は、年平均700から800件程度の審査を行っているとの説明。

歳入は、審査会運営に係る新富町、木城町からの負担金及び高鍋町負担分は繰入金、歳出は、介護認定審査会委員の報酬や費用弁償、審査会で雇用しております会計年度任用職員1名の報酬等です。

質疑に入り、質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、議案第

27号については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号令和6年度高鍋町介護保険特別会計予算についてです。

予算総額は前年度比2.4%減、令和6年度は3か年計画の1年目ということもあり、実績に近い給付費等を見込むことができることから、5年度と比較すると減額となっております。

予算の約96%を占める保険給付費、地域支援事業費、保険福祉事業費につきましては、第9期介護保険事業計画に基づき編成しており、高齢者人口等の推計から介護サービス見込み料及び給付費等を推計し計上しております。

まず、歳入からです。

保険費は前年度比3.6%減で第1号被保険者の介護保険料については、条例改正により基準額が年額6万4,500円となり、世帯所得に応じて13段階に区分され、それぞれ基準額に0.455から2.4が乗じられ付加されると説明、国庫負担金及び国庫補助金は前年度比2.8%の減、支払基金交付金は前年度比3.3%減で、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料を各健康保険で徴収したものを支払基金で一括管理し、各自治体に交付されるものです。

県負担金及び県補助金は、前年度比3.4%の減、また繰入金は介護給付費、地域支援事業費、低所得者に対する保険料軽減相当分等の一般会計繰入金また保険料の上昇を抑えるための基金繰入金です。

次に歳出、保険給付費の主な事業は、デイサービスやホームヘルプなどの居宅サービス、特別養護老人ホームなどの施設サービス、グループホーム等の地域密着型サービス等、保険福祉事業費は、めいりんの湯で行っています楽々体操やノルディックウォーキング教室、元気アップ教室などを行う介護予防普及啓発事業、いきいき百歳体操の支援を行う地域介護予防活動支援事業のほか、居宅介護用品支給事業、住宅改造助成、フレイル対策事業に係る予算を計上しています。

質疑に入り、委員から、いきいき百歳体操に取り組む地区の目標数はどの質疑に、現在20か所で活動してもらっている。目標数の設定はないが、今後も増やしていきたい。そのために立ち上げには職員の支援、その後は物品支援や継続のためのフォロー支援を行っていくとの答弁でした。

次に、委員から、認知症地域支援ケア向上事業の詳しい説明をとの質疑に、認知症地域支援推進を包括支援センターに1人配置しており、活動内容は支援内容をまとめた冊子「まちのて」の作成、認知症カフェや認知症の集いなどの活動支援を行っているとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第28号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号令和6年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計についてです。

まず、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計は、一ツ瀬川土地改良事業で導入された畑地か

んがい用水を、他の農業にも用水として使用することを目的に、1市3町、西都市、新富町、木城町と平成21年度から事業を開始しており、平成25年度からは地区外送水についても、新たに使用料金の徴収を開始し現在に至っていると説明。

歳入は雑用水使用料、基金繰入金と、歳出の主なものは、会計年度任用職員報酬、一ツ瀬土地改良施設の使用料、一ツ瀬土地改良区への負担金等で、今年度は7年に一度の計量法に基づくメーター機器の交換の年ですので、メーターの機器代と更新作業手数料の予算計上があります。

質疑に入り、委員から国営施設使用料が増額になった理由はとの質疑に、5年ごとの見直しとなり、令和6年度からはこの額となる。また算出の根拠については、土地改良区が水利権の水量で計算しているとのことでした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第29号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号令和6年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算についてです。

まず歳入は、高鍋町以外の構成市町村からの負担金、一般会計繰入金など、歳出の主なものは固定資産評価審査委員報酬、その他説明を受け質疑に入り、委員から、審査委員が参加する研修会の説明をとの質疑に、令和5年度よりオンライン形式での開催に変更となり、総務省の自治税務局職員などが講師を務め研修が行われたとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第30号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号令和6年度高鍋町水道事業会計予算についてです。

まず、第2条、令和6年度の予定給水戸数、年間総配水量1日の平均配水量及び建設改良費、第3条、今年度に発生することが予想される全ての収支である収益的収入及び支出、第4条、建設改良事業に係る予算でもある資本的収入及び支出の説明を受け、収入として水道料金の収入のほか、給水工事、検査手数量等の手数料、給水新規加入に伴う給水負担金、高鍋町水道事業の給水区域内の消火栓の維持管理費など、支出では原水及び浄水費として、水をつくる費用や施設の維持管理費費用、人件費や事務費、配水及び給水費として配水施設や給水器等の維持管理に係る費用、総係費として、経理事務や検針料金の調定等の費用、その他令和6年度の新規事業、水道料金システム導入や堀ノ内、黒谷地区の用地買収、浄化施設検討業務委託等の説明を受け、質疑に入り、委員から新たに水道料金システムを導入することだが、これまではどうしていたのかとの質疑に、今までは高鍋町のシステムで管理していたが、令和6年度より高鍋町のシステムから水道事業が外れることになるため、新たに導入することとなったとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第31号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号令和6年度高鍋町下水道事業会計予算についてです。

まず、水道事業会計と同様、2条、3条、4条などの説明があり、収入は下水道使用料、他会計補助金として一般会計からの繰入金、長期前受金戻入など、支出は浄化センター運転管理業務委託、汚泥処分・汚泥運搬委託、使用料徴収事務委託等、下水道法事業作成計画業務委託費は、5年から7年間で実施する予定の施設の配置などを定める計画です。

また、昨年度から4年間をかけて交換していく計画のOD槽曝気装置の減速機を取り替える工事は2年目となっております。

質疑に入り、委員から地震による施設の運転停止などの懸念があるが対策はどの質疑に、大規模な災害は起こり得る可能性はある。管路施設は大丈夫だとは断言できないが、管路については、条例や施工規則で定められた基準に従って布設されたもので、施設については耐震化工事をしている。万が一災害が起こった場合は、管路施設ともいち早く復旧に努めてもらえるよう、日本下水道事業団及び関係各協会と協定を結んでいるとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第32号については賛成全員で可決すべきもので決しました。

以上、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案の報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑につきましては、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

お昼回りましたが続けたいと思いますが、よろしいでしょうか。町長、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これから討論を行います。

まず、議案第13号高鍋町介護保険条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第13号高鍋町介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第14号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第15号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第16号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第17号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号高鍋町水道事業給水条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第20号高鍋町水道事業給水条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第25号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

私は、繰越金は単年度会計の原則から、次年度に当初で歳入とし、基金と併せて国保税を大幅に引き上げない資金とすべきだと思っております。

国保税加入者減に伴い、苦しい財政運営を強いられているかもしれませんが、国保は町

民にとって最後のとりでの皆保険のものです。町長は、国に対してしっかりと助成を強めていただくように、連合会への意見を述べていただくようお願いして反対いたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第25号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計予算につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第26号令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第27号令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号令和6年度高鍋町介護保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第28号令和6年度高鍋町介護保険特別会計予算につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号令和6年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第29号令和6年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号令和6年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第30号令和6年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号令和6年度高鍋町水道事業会計について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第31号令和6年度高鍋町水道事業会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

能登の地震において、いまだに水道が復旧していない地域があるようです。耐震化についての質疑を行いました、平均値よりは進んでいるようです。

南海トラフを控えている高鍋としては、液状化問題を含め調査を行い、早急な対応をしていただくことをお願いして賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第31号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第31号令和6年度高鍋町水道事業会計予算につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号令和6年度高鍋町下水道事業会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第32号令和6年度高鍋町下水道事業会計予算につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24. 議案第33号

○議長（永友 良和） 日程第24、議案第33号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（黒木 敏之君） 議案第33号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ239万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億1,749万2,000円とするものでございます。

補正の内容についてでございますが、農地中間事業を活用した農地の集積に対して、実績に応じて国から協力金が交付されることとなっておりますが、令和5年中の老瀬地区の基盤整備に伴う農地集積の実績に係る協力金の交付決定の通知が3月13日であったため、これを受け入れ、老瀬地区農地整備促進協議会にその額を支給するため、歳入歳出をそれぞれ増額するものでございます。

○議長（永友 良和） 以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。続いて、担当課長の詳細説明を求めます。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。議案第33号につきまして、詳細説明を申し上げます。

説明資料を御覧ください。農地中間管理機構等支援事業についてでございます。

本事業の内容につきましては、農地所有者の高齢化等によりまして耕作ができない農地を手放したいなどの問題解決を図るために、地域内のまとまった農地を農地バンクに貸し付けまして、担い手への農地の集積や集約化を図る場合に交付されるものでございます。

現在、老瀬地区県営土地改良事業としまして圃場整備事業を行っておりますが、当地域の世話役であります老瀬地区農地整備促進協議会が事業の啓発や地域の取りまとめを行いまして、農地の集積、集約化について行っております。

補正となりました理由につきましては、本年1月に事業の実施計画の承認申請を行い、2月26日に交付申請を行っております。

本事業の交付決定につきまして、3月13日に本町に通知がございましたので、3月議会開会時に間に合わず、また本年度中に補助金の支払いを完了しなければならないため、追加での補正予算計上となっております。

交付金の額の算定につきましては、農地中間管理機構の活用率に応じまして交付単価が決定されます。

当協議会の活動により、当地域の活用率は52%となり、国の基準では10アール当たり1万6,000円の交付金が支給されることになっております。

交付対象面積が1,495アールですので、計算しますと239万2,000円となります。

なお、老瀬事業につきましては、木城町の一部もエリアに含まれますが、今回の補正は高鍋町分のみ申請したものととなります。木城町分はございません。

補助金の今後の使い道でございますけれども、国は補助金の使途については地域の話合いにより決めていくことができるとされておりますので、今後、協議会内において使途について決めていくこととなります。

説明につきましては以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第33号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）につきましては、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第34号

○議長（永友 良和） 日程第25、議案第34号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第34号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ47万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,247万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳出は小丸河畔運動公園屋内多目的広場の修繕料等を増額するもの、歳入は財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続きまして、担当課長の詳細説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。議案第34号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書は8ページ、9ページでございます。併せまして説明資料を御覧ください。

まず、総合運動公園費需用費の修繕料31万9,000円でございます。

こちらは、小丸河畔運動公園屋内多目的広場に設置しておりますバドン式ネット、式利用ネットです。このネットを支えるワイヤーが一部破損しており、早急に修繕が必要と考え予算を計上するものでございます。

説明資料の左側の写真を御覧ください。

ワイヤーの一部が断裂しているのが確認できると思います。

右側の写真を御覧ください。

現在、ワイヤーの一部断裂した部分を含め、巻いた状態で固定し、ネットを下げた状態にしております。現在、上げ下げを行わないようにしております。

続きまして、使用料及び賃借料のAED使用料15万9,000円についてでございます。

今年度、令和5年度中に設置いたしましたMASUDAスタジアム、小丸河畔運動公園野球場、小丸河畔運動公園屋内多目的広場の3台分のAEDについてでございますが、令和6年度も継続して使用するための使用料の計上が漏れていたため、予算を計上するものでございます。月額4,400円の3台の12月分で、税込み合計額、15万8,400円でございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第34号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第26. 議員派遣の件

○議長（永友 良和） 日程第26、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第27. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 日程第27、閉会中における議会広報編集特別委員会活動について議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第28. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（永友 良和） 日程第28、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第29. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（永友 良和） 日程第29、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和6年第1回高鍋町議会定例会を閉会いたします。時間が延びてしまいました。皆さん、ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後0時27分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員